

第5節 二酸化炭素吸収源対策

〈主な指標と最新実績〉

造林面積（2021[令和3]年度）:	135ha
民有林人工林の間伐等森林整備面積（2021[令和3]年度）:	2,113ha

第1項 森林等の整備・保全

1 皆伐再造林・間伐等の推進 【林政課】

我が国は、戦後造成された人工林の多くが利用期を迎える中、若齢林に比べて成長量が劣る高齢林の割合が増えていることに伴い、森林による二酸化炭素吸収量は減少傾向で推移しています。また、依然として間伐が必要な人工林が多いものの間伐面積が漸減していることや、林業に適した場所であっても皆伐後に再造林が行われていない状況となっています。

このような中、パリ協定下の森林吸収量の目標として、2030（令和12）年度の排出量を2013（平成25）年度比で26%削減するうち、2.0%相当を森林吸収量で確保することとしています。また、2050（令和32）年のカーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言されたことから、引き続き森林による二酸化炭素吸収源対策に取り組む必要があります。

このため、パリ協定への対応や皆伐後の再造林の推進の観点から「森林の間伐等の実施の促進に関する法律」が延長され、県では、この法律の基本方針などに基づき、引き続き皆伐再造林や間伐の推進を図っていきます。

県内の人工林も、その大部分が木材として利用期を迎えているため、皆伐や間伐から生産される木材を有効利用するとともに、皆伐後の森林への確実な更新と育成を推進することにより、二酸化炭素の吸収など森林の持つ公益的機能の発揮や、森林の「若返り」を図ることが重要です。



植栽作業



間伐作業

表2-1-5-1 造林面積（単位：ha/年）

年度	H29	H30	R元	R2	R3
面積 ha	75	156	136	161	135

表2-1-5-2 民有林人工林の間伐等森林整備面積（単位：ha/年）

年度	H29	H30	R元	R2	R3
面積 ha	2,310	2,286	1,990	2,026	2,113

2 公的森林整備の推進 【森林保全課】

県では、森林の持つ公益的機能を維持・増進するため、治山施設の整備と併せて、機能の低下し



森林整備を実施した森林

た保安林において、治山事業による森林整備を行っています。

2021（令和3）年度は、立木の過密化、林内照度の低下した保安林において、抜き伐りにより下層植生の回復を図るとともに、筋工を面的に配置して、表土流出を防止しました。また、荒廃した保安林を改良するために苗木の植栽を行い、山地災害を未然に防止するとともに、二酸化炭素吸収源である森林を整備・保全しました。治山事業による森林整備面積の推移は表2-1-5-3のとおりです。

表2-1-5-3 治山事業による森林整備面積(単位: ha)

年度	H29	H30	R元	R2	R3
面積	218	272	223	185	269

コラム 「木育」の取組

群馬県では、県産木材の利用を拡大し、森林づくりや木材利用に携わる人づくりを進めるため、木に触れ、その温もりや良さを感じてもらい「木育」に取り組んでいます。

より多くの県民の皆さんに木育に関する取組を知ってもらうため、群馬県は、2020(令和2)年12月16日、全国で木育の推進に取り組んでいる認定NPO法人芸術と遊び創造協会（東京おもちゃ美術館）とウッドスタート宣言の調印式を行いました。これをきっかけとして、県内全市町村で木育に取り組んでもらえるよう呼びかけるとともに、木製玩具等の利用を通じた市町村や事業者同士の連携を支援しています。



市町村の新生児誕生祝い品

また、木育の考え方や必要性、木製品を暮らしの中に取り入れる意義などを学び、地域で木育を推進するリーダーとなる「木育インストラクター」の養成講座を開催し、2021（令和3）年度は26名のリーダーを養成しました。

さらに、木育インストラクターや木育指導者を中心に行われる木育活動に対する支援や、木に触れ、その温もりや良さを感じられる木育空間を整備する民間事業者に対する支援を行いました。

循環型社会の構築を目指し、県内の木育活動や県産木材利用をより一層拡大するため、今後も積極的に取り組んでいきます。



木育インストラクター養成講座

【複数の木に触れ、紙やすりで表面を削って香りを嗅ぎ、木の種類による違いを体感してもらう様子】